資料4

現行の産業廃棄物適正処理推進基金制度について

環境省　環境再生・資源循環局
不法投棄原状回復事業対策室

目　次

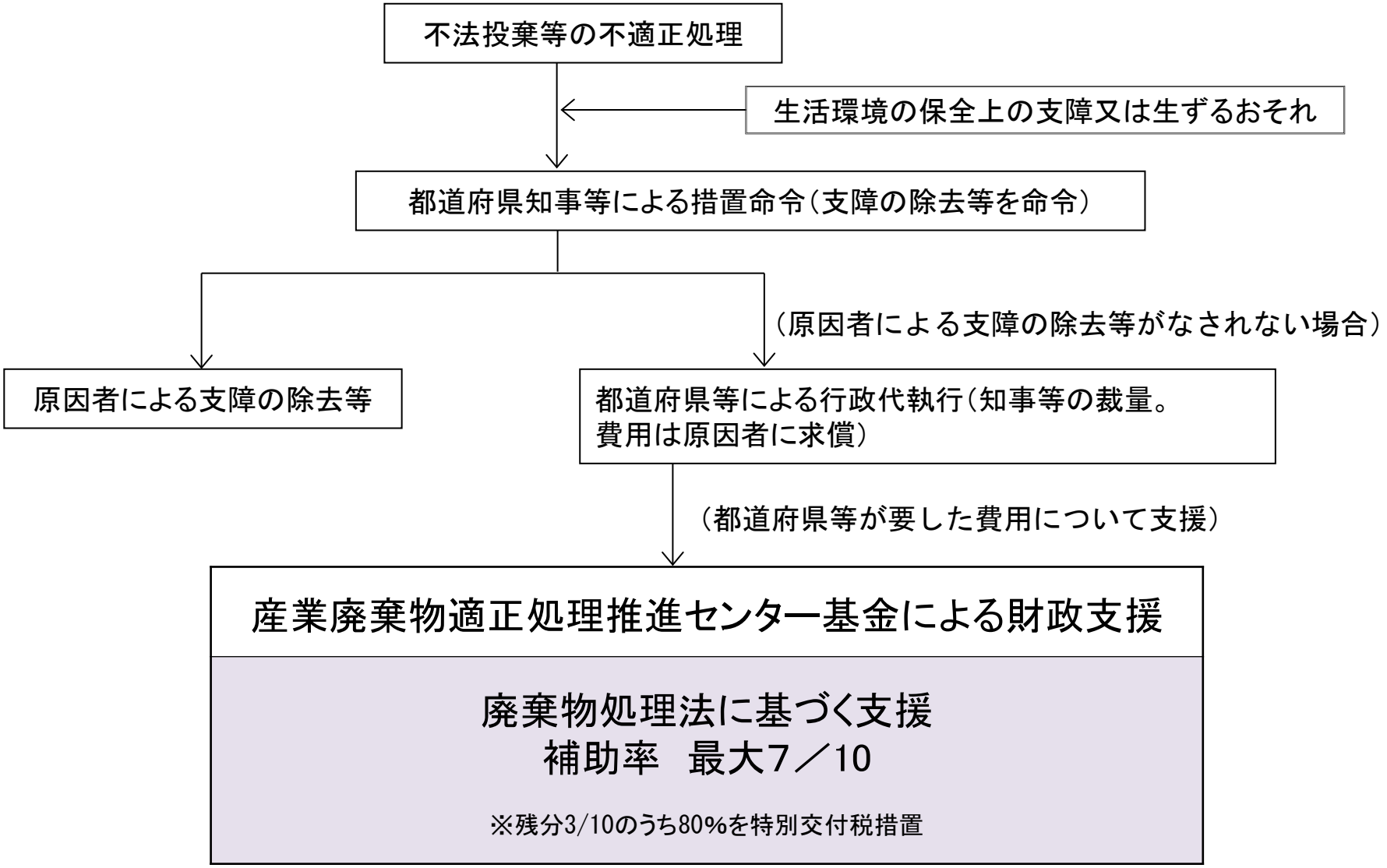
１．基金制度の概要

２．費用負担等の変遷

３．基金の活用状況

１．基金制度の概要

不法投棄等の支障除去等について



○産業廃棄物適正処理推進センターによる協力

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団

〔廃棄物処理法第13条の13〕

適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（中略）

五　産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第19条の８第１項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援

（平成10年6月17日以降に発生した事案）

目的

産業廃棄物の不法投棄等事案について、**都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、**産業廃棄物の不法投棄等に起因する**生活環境保全上の支障の除去等を推進**する。

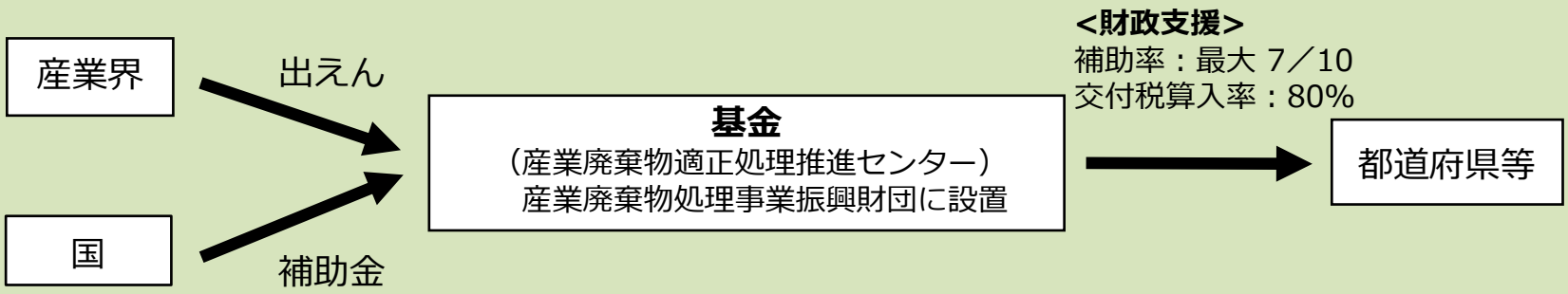
事業概要

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしている。

しかしながら、**行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助金等により支援するもの**である。

事業スキーム

●廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援
平成９年改正廃棄物処理法(平成10年６月17日施行)により、行政代執行規定及び基金制度が創設



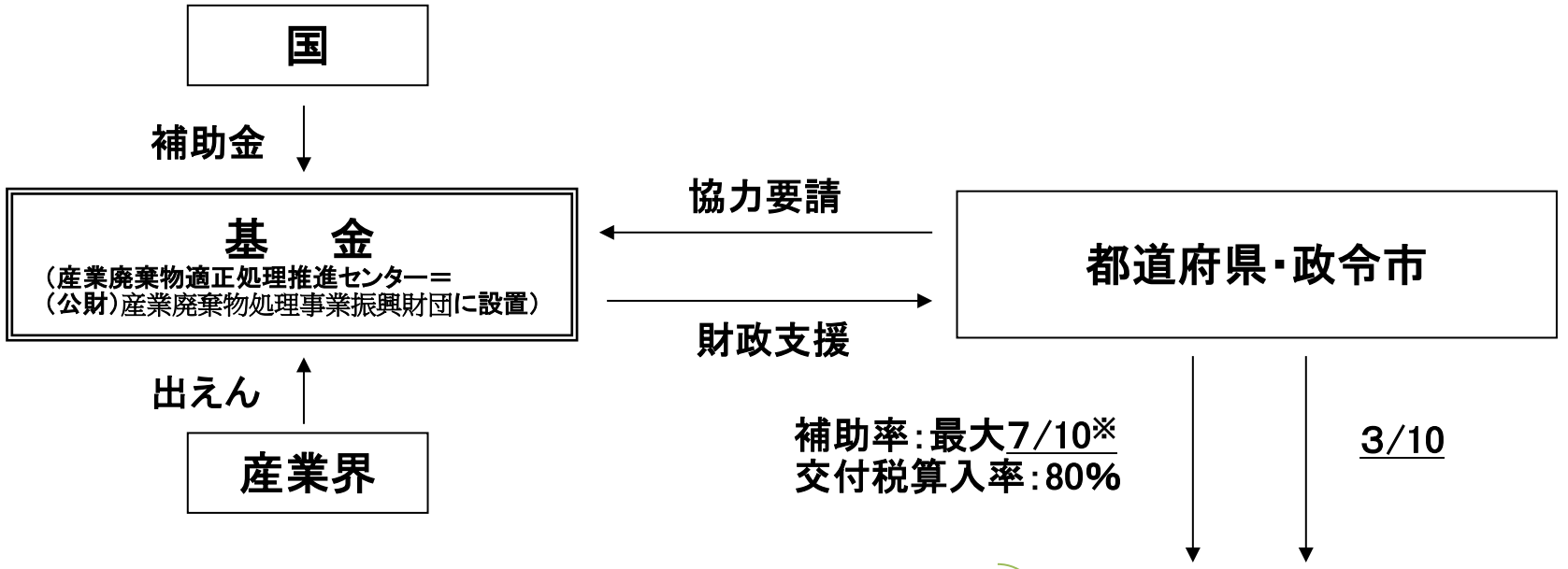
不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援

（平成10年６月17日以降に発生した事案）

〔廃棄物処理法第13条の15〕

適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

２　環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。



※　○原因者・排出事業者を特定できなかった場合　：補助率【１／２】
　　○原因者・排出事業者を特定した場合　：補助率【６／10】
　　○原因者・排出事業者を特定した場合であって、投棄量5,000t超
　　又は1,000t超（有害産廃含む。）場合　：補助率【７／10】

支障除去等の措置

（投棄者不明、資力不足のケース）

基金を活用した支障除去等事業の効果

○　行政代執行費用の財政負担が多大であるからといって躊躇することなく、行為者等に対し迅速に措置命令を発出できること。

○　他県から入ってきて不法投棄等された産業廃棄物になぜ地元自治体の財源を充てて支障除去等を行うのかという指摘に対し、産業界による基金への協力があって支障除去等事業が成り立っているということを十分に説明することで、地元関係者の理解が得られやすくなっていること。また、不法投棄等の撲滅に向けた産業界の取組姿勢への信頼感や評価にもつながっていること。

○　支障除去等が必要となるのは、不法投棄等が全体の適正処理システムからは出た結果によるものであり、行為者等が不明又は資力不足の場合に、支障除去等事業に対して必要な支援を行う仕組みを整えることで、行政対応の幅が広がり、適正処理システムを補完できること。

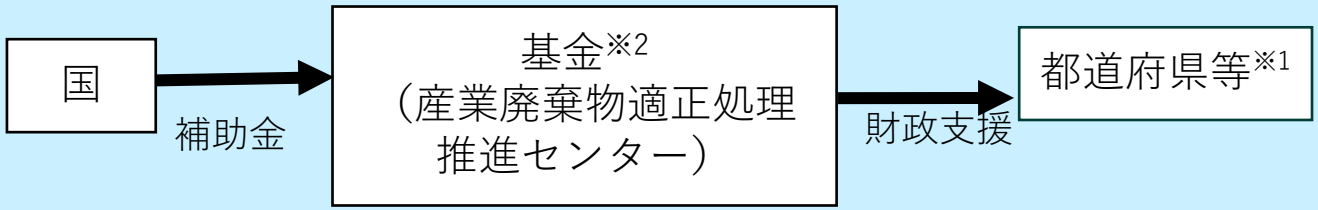
○　行政対応に大きな問題があることが確認された場合には支援の対象としないとされていることが、都道府県等にとっては迅速な措置命令の発出などに向けた動機づけとして働くこととなり、未然防止や早期対応の観点からも有効に機能していること。

盛土に不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等に対する財政支援

産業廃棄物緊急対策原状回復事業

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等の**支障除去等**事業を支援（国土交通省と農林水産省が行う盛土の調査及び危険箇所対策の支援事業と連携して実施）。

産業廃棄物緊急対策原状回復事業　（平成１０年度創設の基金による支援）



盛土に不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等に対する補助

＜補助率＞

① 崩落のおそれがある盛土：１/２

②①に加え崩落の兆候・近隣に人家等がある：２/３

③①又は②以外にも産廃起因の支障（おそれ含む）がある：７/１０

※2　産業廃棄物適正処理推進センターに設置された運営協議会（有識者・出えん関係者で構成）で、資金支援の要請を受けた事案に対する支援可否が審議される。

＜※1　都道府県等負担額に対する地方財政措置（特別交付税）＞

（１）（２）共に　①補助率１/2：措置率50%　②補助率2/3：措置率70%　③補助率7/10：措置率80%

産廃特措法後の財政支援（特定支障除去等維持事業）

1．経緯

○平成10年６月16日以前に行われた過去の不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、国は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対して支援措置を講じてきた。

○産廃特措法は令和4年度中に失効したため、法に基づく支援措置が終了したが、都道府県等からの要望※１も踏まえ、これまで支援を実施してきた事案を対象に、令和９年度まで、都道府県等※2が実施する水処理、水処理の維持管理及びモニタリングに係る費用の一部を補助することとした。

※１　５県（青森、秋田、福井、三重、滋賀）知事等が要望活動で来省

※２　令和７年度支援自治体（９自治体）：青森県、宮城県、秋田県、横浜市、福井県、三重県、滋賀県、香川県、松山市

2．事業スキーム・イメージ

交付対象：過去、産廃特措法に基づく環境大臣の同意を得た事業が対象

国 → 基金 → 都道府県等

（補助率1/3）

【観測井戸】

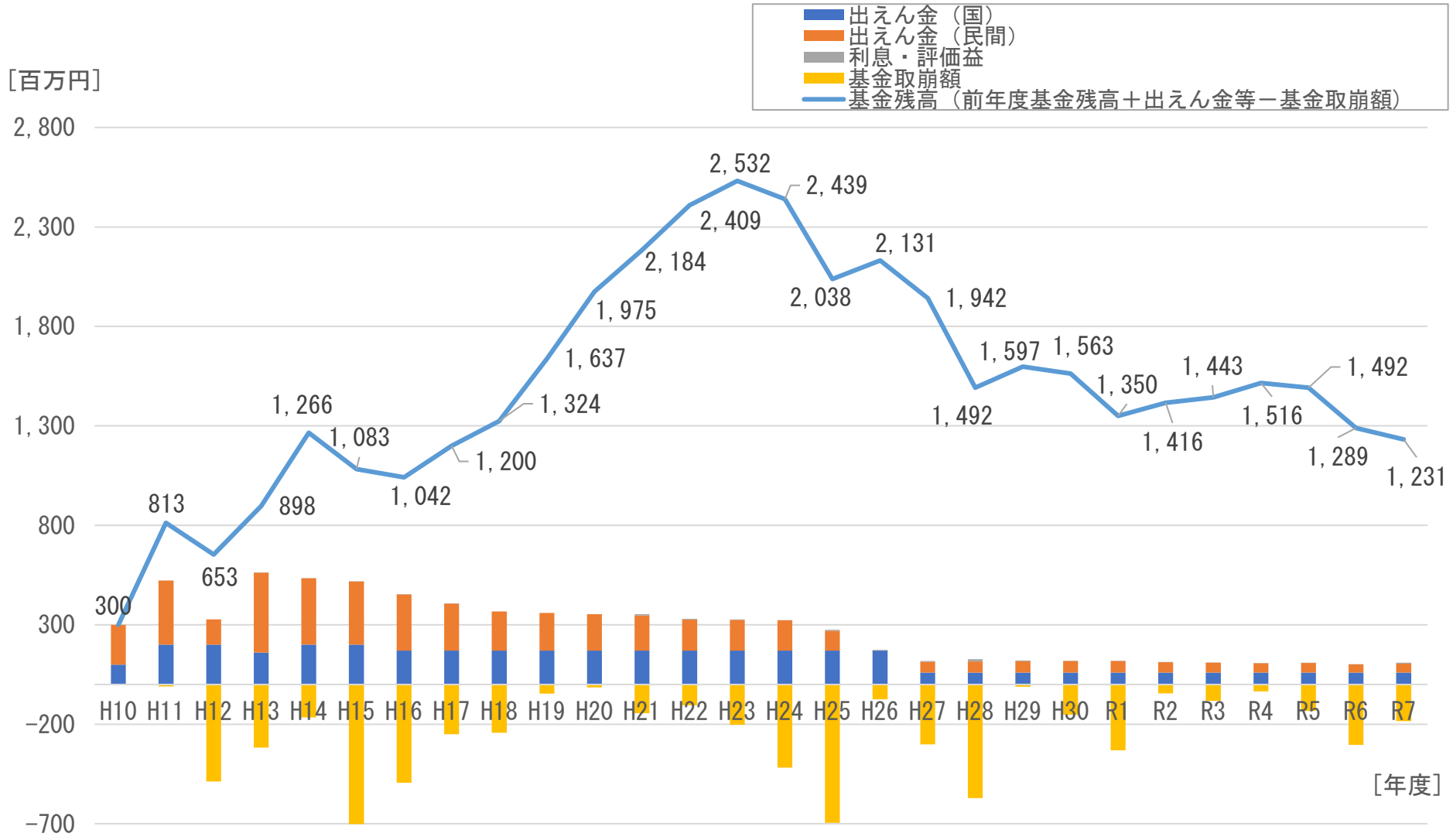


【水処理施設】



基金残高の推移

○ 基金残高は平成23年度をピークに減少傾向にあります。
○ 平成26年度以降は、出えん額が減少し、**長期に渡り基金を取り崩し**ている状況です。



２．費用負担等の変遷

費用負担の基本的な考え方

○　支障除去等は、原因者の責任で行わせることが原則。
　原因者が支障除去等を行わずにやむを得ず都道府県等が行政代執行により支障除去等を行う場合、代執行費用は原因者に求償し、原因者が費用負担することが原則。

○　このように原因者に対する責任追及を徹底的に行った上で、原因者に支障除去等や費用負担をさせることができない部分について、費用負担のあり方をどうするかが課題であり、都道府県等だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当。

○　国や都道府県等は、地域住民の安全や健康を保持するという立場から、費用負担について主体的な役割を担うことが適当。

○　支障除去等が必要となるのは、排出事業者の責任において適正処理が行われるべきという処理原則が貫徹せず、全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当。
　また、支障除去等の事業の実施に当たって地元関係者の理解を得る上でも、産業界による基金への協力が重要。

費用負担の仕組み（制度発足当初）

○　都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を実施。

○　適正な処理を行っている事業者に支障除去等に対する法的責任はないものの、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄に対しては事業者としても一定の社会貢献を行っていくとの認識の下、事業者の自主的な出えんで基金を造成。

特定の業界団体に対して基金への出えんを依頼（平成10～26年度）

○　産業界の中でも業種により産業廃棄物の処理や不法投棄、さらにはその取引実態が異なることを考慮し、各事業者からの資金の拠出の方法等については、公平かつ効率的に資金を集めるという観点から、それぞれの業界に委ねるべきものとされた（制度発足当初）。

費用負担の仕組み（平成27年度の見直し）

○　平成27年度の「支障除去等に対する支援に関する検討会」において、平成28年度以降の支援のあり方を検討。

【今後の費用負担の仕組みについての基本的な考え方】

- できるだけ不公平感の少ない方式とすること
- 一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
- 基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
- 強制ではなく任意による協力とすること

マニフェストを通じて広く薄く負担する方式

（平成27年度～令和元年度）

○　産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、マニフェスト頒布団体等に対して必要な協力を求めることとする。

○　今後５年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の各マニフェスト頒布団体等に対する出えん要請額を算定する。

○　マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。

費用負担の仕組み（令和2年度の見直し）

○　「令和２年度支障除去等に対する支援に関する検討会」において、令和３年度以降の支援のあり方を検討。

【平成27年度見直しによる支援の在り方の点検・評価】

- 基金へは、産業界と国が４：３の割合で拠出することとなっており、産業界からはマニフェスト頒布団体等が、前年度のマニフェスト頒布枚数等に応じて、社会貢献の観点からの任意で出えん。
- その結果、産業界と国の負担割合通りに、産業界分の確保ができておらず、基金の残高は毎年目減り。
- 今後支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和４年度にも基金が枯渇する可能性がある。

マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、基金への出えんを依頼（令和２年度～）

○　マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、国から協力依頼を行う。

○　基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。

○　その上で、これまでの経緯に鑑み、国はマニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求める。

支援割合の見直し（令和3年度の見直し）

【背景】

○　令和２年度末時点の基金の状況を踏まえると、「産業界：国＝４：３」という支援割合を維持した場合、産業界拠出分の残高不足によって、大規模案件の申請に対応できないおそれ。

（【令和２年度末時点 基金残高】産業界拠出分：200,023千円　国拠出分：1,216,032千円）

○　盛土による災害防止のため、盛土に不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等の費用について、新たに国として支援を行うことが必要。

【見直し内容】

○　基金残高の大半を占める国拠出分を活用し、支援額の拡充を図るため、令和４年度より基金の支援割合を以下のとおり変更。

改正前　：「産業界：国＝４：３」

改正後　：支援決定年度当初の産業界拠出分と国拠出分の基金残高割合

「産業界：国＝産業界の残高：国の残高」

○　盛土に不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等の費用については、関係省庁が連携した国主導による事業として、基金の国拠出分のみを財源として支援。

補助率等の見直し（令和5年度の見直し）

【背景】

〇支障除去等に対する支援のあり方検討会（中間とりまとめ）において以下の意見が示された。

・補助率の見直しについては、同種の補助事業と比較検討することが適当ではないか。
・基金への出えん額が減り、枯渇のおそれがある状況であることから、支援額の見直しを行うのは当然である。

〇意見を踏まえ、基金残高が枯渇しないよう、同種の補助事業を比較検討し、補助率を見直し。

【見直し内容】

〇令和７年度から支障除去等事業に係る補助率を３段階に変更。

改正前：７/10

改正後：〇原因者・排出事業者を特定できなかった場合　：補助率【５／10】
〇原因者・排出事業者を特定した場合　：補助率【６／10】
〇原因者・排出事業者を特定した場合であって、投棄量5,000ｔ超又は1,000ｔ超（有害産廃含む。）場合　：補助率【７／10】

【背景】

〇令和元年度以降、低濃度PCB汚染物の不法投棄事案が複数地域で発生。PCB汚染物の処理費用は他の廃棄物に比較し約40倍と高額のため、都道府県等から支援要請が相次ぎ、基金残高が枯渇するおそれがあることから、低濃度PCB汚染物事案に対する支援については、令和６年度補正予算要求の過程における議論も踏まえPCB基金により支援を行うこととなった。

【見直し内容】

〇 令和６年度から低濃度PCB汚染物事案については、PCB基金による支援に変更。

（参考）同種の補助事業を比較

○環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」

補助率：　通常災害：１／２

（地方財政措置：措置率80%）

○環境省「産廃特措法補助金（平成17年度まで大臣同意の事業）」

補助率：　有害廃棄物　　：１／２
　　それ以外の廃棄物　：１／３

（地方財政措置：起債充当率75%、措置率50%）

○国交省・農水省「盛土緊急対策事業」における対策工事等

補助率：　崩落のおそれあり：１／２
　　崩落のおそれに加え加え崩落の兆候・近隣に人家等がある：２／３

（地方財政措置：補助率１/2：措置率50%　②補助率2/3：措置率70%　）

行政対応チェックシートの創設（令和6年度の見直し）

【背景】

○　令和２年度支障除去等に対する支援に関する検討会において、支援額を絞り込む取組として「①不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について、②不法投棄等事案の発覚時の行政対応について、③不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について」を支援の算定に当たって考慮するよう意見が示された。

○　また、詳細な運用は、基金を管理している産業廃棄物適正処理推進センターが、都道府県等の状況を聴取し、環境省と協議して決定する。とされた。

【見直し内容】

○　産業廃棄物適正処理推進センターと協議して行政対応の審査を行うための「行政対応チェックシート」制度を創設。
（チェックシートの基準点に満たない場合は、支援対象額から10%減額）。

○　令和４年度から試行運用を開始し、令和６年５月以降に審査を開始する事案から本格運用。

チェックシートによる審査について

１．不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について

○事案発覚前の都道府県等の対応

・行政等による監視・パトロールの体制、頻度は十分であったか。

・排出事業者、処理業者に対する適正処理に関する普及啓発等は十分に行われていたか。など

２．不法投棄等事案の発覚時の行政対応について

○行為者への対応

・事案発覚時の行為者の特定作業は迅速であったか、かつ、的確であったか。

・行為者の特定後、それらに対する措置命令等の行政処分は迅速であったか。

○排出事業者等関係者への対応

・排出事業者等関係者の特定作業は適切であったか。

・排出事業者等関係者への費用請求等は適正に行われているか。
（関係者の直接的関与を確認し、事実関係の全容解明を図っているかなど）

３．不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について

○未然防止対策の検討

・不法投棄等事案を未然に防止できなかった原因分析を行い、その後の未然防止対策について適切な対応を検討しているか。

○都道府県等の体制の強化

・当該事案発覚後、新たな監視・パトロールの体制の強化を検討しているか。

基金への出えん状況

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

	10年度造成額	11年度造成額	12年度造成額	13年度造成額	14年度造成額	15年度造成額	16年度造成額	17年度造成額	18年度造成額	19年度造成額	20年度造成額	21年度造成額	22年度造成額	23年度造成額	24年度造成額	25年度造成額	26年度造成額
国の補助	100	200	200	160	200	200	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
産業界からの出えん	200	323	127	402	334	318	283	237	197	189	183	177	156	155	152	100	0.2
建設業界	140	280	-	280	240	224	196	168	140	135	130	126	110	110	110	70	-
（一社）日本経済団体連合会	42	1	87	82	58	63	53	43	35	33	31	30	28	26	24	19	0.2
産業廃棄物処理業界	18	42	40	40	36	28	32	24	20	19	19	18	16	16	16	10	-
日本医師会等	-	-	-	-	0.5	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.3	1.3	-
年度計	300	523	327	562	534	518	453	407	367	359	353	347	326	325	322	270	170

	27年度造成額	28年度造成額	29年度造成額	30年度造成額	R1年度造成額	R2年度造成額	R3年度造成額	R4年度造成額	R5年度造成額	R6年度造成額	R7年度造成額
国の補助	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
産業界からの出えん	55	56	57	58	59	51	50	47	49	41	45
（公財）日本産業廃棄物処理振興センター	24	26	29	31	33	25	20	20	20	20	20
建設六団体副産物対策協議会（建設マニフェスト販売センター）	17	16	16	15	15	14	14	13	12	8	9
（公社）全国産業資源循環連合会	13	13	12	11	11	10	5	4	4	3	4
その他	1	1	1	1	1	2	11	10	13	10	12
年度計	115	116	117	118	119	111	110	107	109	101	105

※四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

※産業界からの出えんについては、27年度に仕組みを見直しマニフェスト頒布団体等から協力を得ることとなった。

※その他については、R1年度まではマニフェスト頒布団体等、R2年度からはマニフェスト頒布団体等及びマニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等からの出えんである。

○基金への造成額は、平成13年度の5.6億円をピークに減少傾向。
費用負担の仕組みの見直し後の平成27年以降は約1億円で推移。

基金への出えんに関するPR

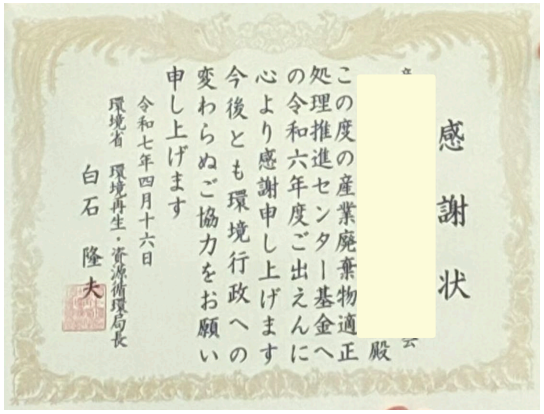
講演会などの機会をとらえて、基金への出えんの協力を依頼。

企業・団体にご出えんいただくに当たり、以下のような方策を実施中。

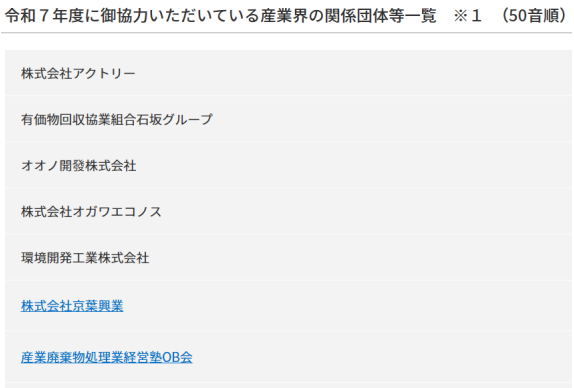
- 感謝状の贈呈（令和3年12月～）
- 環境省ウェブサイトでの、出えん企業・団体の名称・ウェブサイト（出えん関係）URLの公表
- 新たな出えんがあった場合は、その旨を、環境省公式SNS（X）、環境省新着情報メール配信サービスで発信

※本基金への出えんは、税制優遇を受けることが可能（次頁参照）

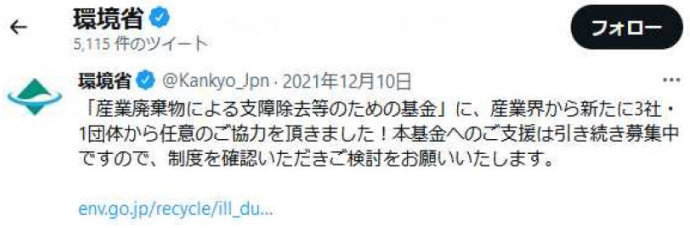
＜感謝状＞



＜環境省ウェブサイトの一部＞



＜X＞



産業廃棄物適正処理推進基金への出えんに係る税制について

■　本基金へ出えんした場合は、特定公益増進法人※に対する寄附として、一般の寄附金の損金算入制度とは別枠の損金算入制度を活用することが可能です。

■　なお、特定公益増進法人への寄附金が、当該寄附金の損金算入の限度額を超えた場合に、一般の寄附金の損金算入制度が活用できます。

※　特定公益増進法人とは、独立行政法人、自動車安全運転センター、日本司法支援センター等の特殊法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人等のことをいう。

それぞれの限度額については、下記のとおり。

○特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

以下の①か②のいずれか少ない金額

①特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

②以下の式で計算される金額

（資本金等の額×当期の月数/12×3.75／1,000＋所得額×6.25／100）×1/2

○一般の寄附金の損金算入限度額

以下の式で計算される金額

（資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000＋所得額×2.5/100）　×1/4

３．基金の活用状況

基金による支障除去等事業への支援に係る審査の基本的な流れ

都道府県等からの支援要請

↓

適正処理推進センターによる事前調査（書類確認・自治体ヒアリング）

↓

現地調査・自治体ヒアリング

↓

事前審査（行政対応に係る審査・
生活環境保全上の支障とその対策工に係る審査）

↓

本審査

↓

支援決定

産業廃棄物適正処理推進センター
運営協議会※による調査・審査

※運営協議会

有識者や産業界関係者等
により構成

基金の活用状況（種類別）

（令和8年3月31日現在）

廃棄物の種類	件数	支援額（単位：千円）	支援額割合
混合廃棄物	34件	3,173,178	50.3%
硫酸ピッチ等	52件	983,688	15.6%
廃プラスチック等	5件	687,105	10.9%
汚泥	2件	439,628	7.0%
廃油等	7件	248,121	3.9%
木くず	2件	231,032	3.7%
廃自動車ガラ	2件	169,885	2.7%
がれき等	3件	130,602	2.1%
動物のふん尿	2件	51,317	0.8%
シュレッダーダスト等	1件	15,159	0.2%
燃え殻	1件	6,605	0.1%
感染性廃棄物	1件	5,995	0.1%
低濃度PCB汚染物	2件	161,835	2.6%
合計	114件	6,304,150	100.0%

※低濃度PCB汚染物については、令和7年度からPCB基金により支援している。
※支援額割合については、小数点第二位を四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

基金による支障除去等事業に対する支援状況（年度別）

（令和8年3月31日現在）

事業年度	支　援　先	廃棄物種類	支援件数	支援金額（千円）
H11～23	兵庫県、大阪府、和歌山県、京都府、滋賀県、長野県、静岡県、石川県 山梨県、三重県、高知県、青森県、豊田市、茨城県、千葉県、宇都宮市 福岡市、愛媛県、神戸市、川越市、福岡県、埼玉県、松山市、山形県 横浜市、姫路市、徳島県、岡崎市、鳥取県、岩手県、北海道、愛知県 神奈川県、群馬県、福井県、岡山市、札幌市、奈良市、大分県、仙台市	硫酸ピッチ等 がれき等 廃プラスチック等 混合廃棄物 廃油 木くず 廃自動車ガラ	52件 1件 4件 14件 4件 2件 2件	3,137,937
H24	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県	混合廃棄物	5件	399,948
H25	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県、大津市	混合廃棄物 シュレッダーダスト等 廃油、汚泥	5件 1件 1件	679,783
H26	佐世保市、岩手県、千葉県	混合廃棄物 廃油	2件 1件	82,608
H27	佐世保市、長野市、福岡県、青森県	混合廃棄物 がれき等	3件 1件	311,515
H28	長野市、福岡県、青森県、松山市	混合廃棄物 がれき等 廃プラスチック類	2件 1件 1件	595,508
H29	沖縄県	燃え殻	1件	6,605
H30	長野県、山梨県	動物のふん尿 汚泥	1件 1件	151,003
R1	長野県、山梨県	動物のふん尿 汚泥	1件 1件	339,942
R2	神奈川県	混合廃棄物	1件	46,678
R3	神奈川県、沖縄県	混合廃棄物 感染性廃棄物	1件 1件	94,110
R4	宇都宮市	低濃度PCB汚染物	1件	31,128
R5	栃木県	低濃度PCB汚染物	1件	130,707
R6	茨城県	混合廃棄物	1件	284,899
R7	鹿児島県	廃油、油泥	1件	11,779
合計			**114件**	**6,304,150**

支援事案の概要

【茨城県石岡市事案（令和６年度実施事業）】

○　茨城県石岡市内において、行為者Ａ等は令和２年９月頃から廃プラスチック類等をリサイクル製品の原料と主張して不適正に保管していた。堆積された産業廃棄物は、一部が飛散、流出しているほか、隣接する県道に崩落する危険性があり、住民の生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあった。

○　県は、令和４年８月以降、行為者等に対し、廃プラ等の全撤去及び適正処理を命じる内容の措置命令書を発出した。

○　しかし、命令が履行される見込みがなかったことから、上記生活環境保全上の支障のおそれを除去するため、県は、基金による支援を受け、全撤去を行う行政代執行を実施。

総事業費：407,000千円　支援額：284,899千円



（支障除去前）



（支障除去後）

基金により特定支障除去等維持事業を支援することになった経緯

産廃特措法の失効

○平成10年6月16日以前に行われた過去の不法投棄等による支障を早期に除去するため、産廃特措法に基づき、これまで15自治体19事案に対して原状回復に必要な費用の支援を行ってきた。

○支援制度の根拠となる産廃特措法は、令和4年度で失効。

その後の支援の必要性

○これまで支援した多くの事案において、生活環境に影響が生じない状態を維持するために、廃棄物の撤去や対策工事等が完了した後も、一定期間、継続して水処理やモニタリング等の事業を行う必要が生じている。

基金により特定支障除去等維持事業を支援することになった経緯

産廃特措法後の支援制度

○これまで産廃特措法で支援を実施してきた事案を対象に、都道府県等が実施する生活環境に影響が生じない状態を維持するために必要な水処理、水処理の維持管理及びモニタリングに係る費用の一部について、５年間を上限に補助。

支援制度における基金の活用

○令和４年度で産廃特措法が失効することにより支援のための根拠法がなくなるため、以後は原則的に廃棄物処理法に基づく基金（以下、基金）により支援。

・令和５年度、６年度分の予算は、経済対策として令和４年度補正予算（1.9億円）、令和５年度補正予算（1.9億円）から支出

・残りの令和７年度から令和９年度までの３年間の予算（4.9億円）を基金から支出。

・産廃特措法による支援は、国負担による補助制度であったことから、基金からの支援も国残高のみを財源とする。